

川口市就学援助要綱

施行：平成18年1月25日教育長決裁

最終改正：令和3年3月22日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、経済的な理由により現に就学が困難な児童及び生徒並びに就学予定者の保護者に対し就学に必要な金銭の一部又は全部の扶助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、児童及び生徒の円滑な就学を促し、もって本市義務教育課程の達成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童」とは、川口市に住所を有し、小学校に在籍する法第18条に規定する学齢児童をいう。

2 この要綱において「生徒」とは、川口市に住所を有し、中学校に在籍する法第18条に規定する学齢生徒をいう。

3 この要綱において「就学予定者」とは、川口市に住所を有し、翌年度に法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒に達する者であって、当該年度に引き続き川口市に住所を有し、かつ小学校又は中学校に入学する者をいう。

4 この要綱において「保護者」とは、川口市内に児童又は生徒と生計が同一である住所を有する者であって、当該児童又は生徒に対して親権を行う者をいう。ただし、親権を行う者がなく、川口市内に児童又は生徒と生計が同一である住所を有する3親等以内の親族から児童又は生徒の養育を行う申出があり、川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた場合に限り、当該親族を保護者とすることができる（申出をすることができない特別の事情があるときは、校長からの意見書をもって申出に代えることができる。）。

5 この要綱において「要保護者」とは、保護者であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による保護を受けている者をいう。

6 この要綱において「準要保護者」とは、要保護者に準ずる程度に困窮している者として教育委員会が決定し、川口市就学援助事務取扱要領（以下「要領」という。）に定めるものをいう。

7 この要綱において「小学校」とは、法第2条の規定により設置された国立学校又は公立学校である小学校であって、児童が現に就学しているものをいう。

8 この要綱において「中学校」とは、法第2条の規定により設置された国立学校又は

公立学校である中学校であって、生徒が現に就学しているものをいう。

9 この要綱において「校長」とは、法第7条の規定に基づき定められた者であって、児童及び生徒が現に就学している小学校及び中学校（以下「学校」という。）の校長をいう。

（対象者）

第3条 就学援助を受けることができる者は、児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者であって、要保護者及び準要保護者とする。

（就学援助の申請及び認定）

第4条 新たに就学援助を受けようとする者（以下「新規申請者」という。）は、要領で定めるところにより、校長を経由して教育委員会に申請し、その認定を受けなければならない。ただし、新規申請者が要保護者である場合にあっては、別に定める手続により、申請に代えることができる。

2 校長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を速やかに確認し、当該申請に係る書類一式を教育委員会に送付するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による送付があったときは、速やかにその内容を審査の上、認定の可否を決定し、当該申請をした者及び校長に通知するものとする。

4 新規申請者に係る就学援助の認定の始期は、第1項の規定による申請があったときとする。

5 就学援助の認定の終期は、認定の日以後最初に到来する6月末日とする。ただし、当該認定に係る生徒が第3学年であり、認定の始期が7月1日以降であるときは、当該認定の日以降最初に到来する3月末日までとする。

6 就学援助の認定の終期後引き続き就学援助を受けようとする者（以下「継続申請者」という。）は、要領で別に定める期間に、要領で定めるところにより、校長を経由して教育委員会に申請し、その認定を受けなければならない。ただし、要領で定める場合にあっては、この限りでない。

7 第1項ただし書、第2項、第3項及び第5項の規定は、継続申請者に係る申請について準用する。

8 継続申請者に係る就学援助の認定の始期は、7月1日とする。

9 教育委員会は、第3項の規定による決定にあたり必要があるときは、校長、民生児童委員又は社会福祉事務所長の意見を聞くことができる。

（申請の却下等）

第5条 就学援助の可否の決定に関し、新規申請者又は継続申請者の責めに帰すべき理由により、必要な事項の確認ができないときは、当該就学援助の決定を保留するものとする。

2 前項の場合において、申請のあった日から起算して3月を経た日までに必要な事項の確認ができないときは、当該申請を却下するものとする。ただし、新規申請者又は継続申請者に特段の理由のあるときは、この限りでない。

(就学援助の種類等)

第6条 就学援助の種類は、別表のとおりとする。

2 就学援助の支給は、次の保護者の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 要保護者 別表5の項及び9の項

(2) 準要保護者であつて、国立学校及び川口市立以外の公立学校に在籍する児童及び生徒(川口市立小・中学校就学指定校変更・区域外就学事務取扱要領による就学指定校変更及び区域外就学を承諾された児童及び生徒を除く。)の保護者 別表1の項から5の項までの各項及び7の項

(3) 前号に掲げる者以外の準要保護者 別表各項

3 前項に規定するもののほか、川口市外の区域に住所を有し、川口市以外の地方公共団体から準要保護者と同等の者であることの認定を受け、学校保健安全法第24条による治療を受けた者であつて川口市が設置する小学校又は中学校に在籍するものの保護者にあつては、別表9の項の就学援助を支給するものとする。

4 就学援助の給付額その他の事項は、別に要領に定める。

(就学援助の支給方法)

第7条 教育委員会は、就学援助の支給を認定した者(以下「認定者」という。)に対し、別表項目の区分ごとに、次に掲げる方法により就学援助の支給を行うものとする。

(1) 別表1の項及び2の項 月払

(2) 別表3の項 入学時一括払い

(3) 別表4の項 金額の範囲内で学校からの取りまとめのある都度払い

(4) 別表5の項 概算払い又は修学旅行実施後一括払い

(5) 別表6の項 学期毎払い

(6) 別表7の項 購入後一括払い

(7) 別表8の項 月払

(8) 別表9の項 医療機関からの請求の都度払い

2 別表1の項から7の項までの就学援助の支給は、原則として認定者の指定する口座に振り込むことにより行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表1の項から7の項までの就学援助については、当該就学援助相当額を別に学校が開設する学校名義の口座(以下「学校口座」という。)に振り込むことにより、認定者への支給に代えることができる。

4 前項の規定による支払いがあつたときは、認定者への就学援助の支給があつたもの

とみなす。

- 5 就学援助の支給が認定者の指定する口座に振り込むことにより行われた場合において、現に当該就学援助の目的以外の使途に用いられたことが明らかとなったときは、別表8の項及び9の項の就学援助を除き、その後の当該認定者に係る全ての就学援助の支給については、学校口座に振り込むことにより、支給に代えるものとする。

(給食費の支給の特例)

第8条 別表8の項の就学援助の支給については、当該就学援助の額を本市の歳入に繰り入れることにより、認定者への支給に代えるものとする。

- 2 前項の規定による繰り入れのあったときは、認定者への就学援助の支給があったものとみなす。

(医療費に関する特例)

第9条 別表9の項の就学援助については、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病であって、学校が治療の必要を認めたものを対象とする。

- 2 別表9の項の就学援助については、当該就学援助相当額を現に治療を行った医療機関が指定する口座(以下「医療機関口座」という。)に振り込むことにより、認定者への支給に代えることができる。

- 3 前項の規定による支払いがあったときは、認定者への就学援助の支給があったものとみなす。

- 4 受診の方法その他支給に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前支給の特例)

第10条 第4条の規定にかかわらず、教育委員会は、就学予定者の保護者に対し、入学する年度の前年度の教育委員会が定める期日に第7条第1項第2号の就学援助の支給をすることができる。この場合において、入学前に当該就学援助の支給を受けようとする者(以下「入学前支給申請者」という。)は、要領で定めるところにより、教育委員会が定める期日までに就学予定者が翌年度入学を予定する小学校又は中学校の校長を経由し教育委員会に申請をするものとする。

- 2 第4条第1項、第2項及び第3項の規定は、入学前支給申請者に係る申請について準用する。この場合において、「校長」とあるのは、「入学を予定する小学校又は中学校の校長」と読み替えるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 就学援助の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(異動の報告)

第12条 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、要領で定めるところにより、校長を通じて教育委員会に当該事項を報告しなければならない。

- (1) 認定者の児童が小学校から中学校へ進学するとき。
- (2) 就学援助の対象でなくなったとき。
- (3) 認定者の児童又は生徒が就学義務の猶予又は免除の措置を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、就学援助を必要としなくなったとき。

2 認定者は、その他異動があったときは、要領で定めるところにより、速やかに校長を通じて教育委員会に当該事項を報告しなければならない。

(終了)

第13条 教育委員会は、前条第1項の届出があったとき又は次の各号に掲げるときは、認定期間中であっても、認定者に該当する者でなくなった日の属する月の末日をもって就学援助の終了を決定する。

- (1) 認定者の児童又は生徒が死亡したとき。
- (2) 認定者の児童又は生徒が転校し、小学校又は中学校に在籍しなくなったとき。
- (3) 認定者の児童又は生徒が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設又は同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所したとき
(就学援助の取消等)

第14条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、就学援助の決定を取り消し、既に就学援助の支給が行われているときは、その金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 申請の内容に偽りがあったとき。
- (2) 就学援助を就学の目的以外に使用したとき。
- (3) 第12条の報告を怠ったとき。
- (4) 就学予定者が入学時において第2条第1項又は第2項に該当しなくなったとき。
- (5) 認定者に係る児童又は生徒が特段の理由なく連続して3月以上欠席したとき(別表9の項の就学援助を除く。)
- (6) この要綱の目的に著しく反するとき。

2 認定者に係る児童又は生徒が特段の理由なく連続して1月以上欠席したときは、その期間の就学援助の支給を停止するものとする(別表9の項の就学援助を除く。)

(必要書類の提出)

第15条 教育委員会は、就学援助の実施に関し必要があると認めるときは、新規申請者、継続申請者、入学前支給申請者、認定者又は校長から必要書類の提出を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会が決定し、要領に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に行われた就学援助に関する行為は、この要綱中の相当する規定により行われた就学援助に関する行為とみなす。

附 則 (平成22年4月1日教育長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に行われた就学援助に関する行為は、この要綱中の相当する規定により行われた就学援助に関する行為とみなす。

附 則 (平成29年1月5日教育長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に行われた就学援助に関する行為は、この要綱中の相当する規定により行われた就学援助に関する行為とみなす。ただし、申請日が平成29年度の4月1日から6月末日の期間内である新規申請者のうち、就学援助の判定要件とする所得時期の変更によって不認定となった申請者については、あらためて本要綱の改正前の判定要件とする所得時期に基づいて再審査を行うものとする。

附 則 (令和2年3月25日教育長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に行われた就学援助に関する行為は、この要綱中の相当する規定により行われた就学援助に関する行為とみなす。

附 則 (令和3年3月22日教育長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

項	項 目	定 義
1	学用品費	保護者が、児童又は生徒の所持に係る物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品の購入に要するもの。
2	通学用品費	保護者が、児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入に要するもの。
3	新入学用品費	保護者が、児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入に要するもの。(小学校又は中学校の第1学年に在籍する児童又は生徒に限る。ただし、小学校入学前年度又は中学校入学前年度において事前に給付を受けている場合を除く。)
4	校外活動費	保護者が、児童又は生徒の校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての行事(修学旅行を除く。)をいう。)への参加により直接必要とする交通費及び見学料の支払に要するもの。
5	修学旅行費	保護者が、児童又は生徒の修学旅行(小学校又は中学校を通じて1回に限る。)への参加に直接必要とする交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費の支払に要するもの。
6	通学費	保護者が、特別支援学級に在籍する児童又は生徒の通学に際し、公共交通機関の利用を学校長が認め、必要とする交通費(最も経済的な通常の経路及び方法による交通機関(旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道及び一般乗合自動車等)の旅客運賃をいう。)の支払に要するもの。
7	体育実技用具費	保護者が、生徒の体育の授業の出席に必要な用具(柔道を実施する場合は柔道衣、剣道を実施する場合は剣道衣、竹刀及び竹刀袋をいう。)であって、当該授業を受ける全ての生徒が各々用意することとされている用具の購入に要するもの。(中学校を通じて1回に限る。)
8	給食費	保護者が、学校給食の支払に要するもの。
9	医療費	保護者が、児童又は生徒の学校保健安全法施行令第8条に定める疾病のり患により、当該疾病の治療のための費用の自己負担分の支払に要するもの。 ただし、要保護者にあつては他の法律等の規定に優先し、この要綱による医療費の扶助を受けるものとする。